

## 経営事項審査通知書の提出について

経営事項審査とは、国、地方公共団体等が発注する公共性のある施設又は工作物に関する建設工事（建築一式工事にあつては1,500万円未満、その他の工事にあつては500万円未満の軽微な工事を除く。）を直接請け負おうとする建設業者の企業規模・経営状況などの客観的事項を数値化したもので、必ず受けなければならない審査です。

本町に提出された経営事項審査結果通知書の更新をした場合は、必ず、その写しを提出してください。

また、建設業法第3条に基づく許可書についても、同様です。

### 1. 審査の基準日

審査の基準日は、原則として、各建設業者の経営事項審査の申請をする日の直前の事業年度終了の日（以下、「審査基準日」という。）です。

### 2. 有効期限

経営事項審査の有効期間は審査基準日から1年7カ月であり、公共工事を請け負うことができる期間は、その経営事項審査の審査基準日である決算日から1年7カ月に限られます。

### 3. 経営事項審査の有効期限が切れた場合

軽微な工事以外の入札等には参加できません。もし、参加した場合等、指名停止処分となる場合があります。